



お知らせ

国民健康保険税
納付済通知書の発行

所得税確定申告や市町村の住民税申告の社会保険料控除を受ける場合に「国民健康保険税納付済通知書」が必要な人は、ご連絡ください。
健康づくり推進課（西合志庁舎）、泉ヶ丘支所、須屋支所でも発行しています。

▼問い合わせ先
税務課 市税班（合志庁舎）
☎（248）1114

家屋を取り壊した時は
届け出を

家屋を取り壊した後、法務局への滅失登記や税務課への解雇届けを忘れると、家屋がないのに固定資産税が課税されます。

中小企業者店舗等近代化
融資金利子補給

中小企業者の店舗などの設備の近代化を促進するため、設備資金の融資を受けた場合、利子を補給します。

▼対象
市内に在住し市内で引き続き3年以上営業する人で、従業員数が20人以下の個人や法人

▼対象となる設備投資
・店舗の新築、増築、改装
・個人や共同の店舗客専用駐車場・公害防止施設
・業務に関する備品

▼利子補給金・支給期間
毎年1月1日から12月31日までに支払った利子額（延滞利子は除く）の5割以内とし、利子補給期間は、その事由が発生した日から36カ月以内。
※市内中小企業者を利用した設備投資の場合は利子の10割を利子補給金とする。

▼対象となる金融機関
政府系金融機関、肥後銀行、熊本銀行、熊本信用金庫、熊本第一信用金庫、熊本中央信用金庫、熊本県信用組合、熊本県商工業経営安定事業協同組合

▼融資限度額

家屋を取り壊した人は、12月27日（金）までに解雇届出書を提出してください。用紙は税務課にあります。

▼問い合わせ先
税務課 市税班（合志庁舎）
☎（248）1114

在宅高齢者家族
介護慰労金を支給します

▼支給資格
介護保険法に規定する要介護認定により、要介護4または要介護5と認定された在宅高齢者を平成25年1月1日から12月31日までに6カ月以上在宅で介護している人（同居、別居は問いません）で、次のすべてに該当する人。

- ① 支給資格者と在宅高齢者が、平成26年1月1日現在本市に居住し、住民基本台帳に記録されている人。
- ② 支給資格者と在宅高齢者の属する世帯が、平成26年1月1日現在、市町村民税非課税世帯であり、過去1年

間介護保険サービス（年間7日以内のショートステイの利用を除く）を受けなかった人を介護している人。

③ 支給資格者と在宅高齢者の属する世帯が生活保護法による被保護世帯でない人。

▼慰労金の額
月額1万円（年額12万円を限度として3月に支給）

▼申請に必要なもの
支給申請書、印鑑、支給資格者本人の口座が分かるもの

▼申込期間
平成26年1月6日（月）～31日（金）

▼申し込み・問い合わせ先
高齢者支援課
包括支援センター班
（西合志庁舎）
☎（242）1124

在宅身体障害者等
介護者手当を支給します

▼支給資格者
身体障害者手帳1種1級または療育手帳A1所持者で寝たきりの人を平成25年1月1日から12月31日までに6カ月以上在宅で介護している人（同居・別居は問いません）で次のすべてに該当する人。

▼助成対象
既存事業を改善・発展させるための資金、新規事業資金の全部または一部を助成

▼助成金
最高30万円/件
（2～3件）

▼募集期限
12月20日（金）

▼申し込み・問い合わせ先
東京エレクトロン九州
NPO等支援事業事務局
☎（349）5500

工業統計調査に
ご協力ください

12月31日現在で平成25年工業統計調査が行なわれます。12月から平成26年1月にかけて製造事業所に担当調査員が伺います。調査票の内容は統計法に基づき秘密が厳守されます。調査へのご協力と正確な記入をお願いします。

▼問い合わせ先
企画課（合志庁舎）
☎（248）1813



日常生活用具の給付を行なっています

重度の障がいのある人の日常生活を過ごしやすいようにするために、自立生活支援用具などの日常生活用具を給付しています。

●問い合わせ先
福祉課 障がい福祉班（西合志庁舎）
☎242-1149

- ・購入前に申請が必要です。原則、購入費の1割を利用者が負担することになります。
- ・用具ごとに障がい内容や年齢などの対象要件と基準額があります。詳しくはお問い合わせください。

日常生活用具の種類	
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練いす、訓練用ベッドなど
自立生活支援用具	入浴補助用具、便器、歩行支援用具（移動・移乗支援用具）、頭部保護帽、特殊便器、自動消火器、電磁調理器、聴覚障がい者屋内信号装置など
在宅療養等支援用具	透析液加温器、ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器、酸素ボンベ運搬車、盲人用体温計（音声式）、盲人用体重計、動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）、人工内耳体外装置など
情報・意志疎通支援用具	携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、人工内耳用電池、点字タイプライター、視覚障がい者用ポータブルレコーダー、視覚障がい者用活字文書読上げ装置、視覚障がい者用拡大読書器、盲人用時計、聴覚障がい者用通信装置、聴覚障がい者用情報受信装置、人工喉頭など
排泄管理支援用具	ストマ装具、紙おむつなど

有機質肥料促進事業補助金

▼対象
市内畜産農家が生産する有機質肥料（堆肥）を平成25年1月1日～12月31日の期間に購入した農家など。

▼補助金の額
購入に要した経費の3分の2以内

・1戸当たりの補助金限度額15万円

▼提出書類
①交付申請書②領収書③請求書④有機質肥料購入実施報告書（①③④の様式は農政課にあります）購入した分を一括して申請してください。

▼申込期間
平成26年1月6日（月）～31日（金）

▼申し込み・問い合わせ先
農政課 農政班
（合志庁舎）
☎（248）1445

